様式第１５号（第１８条関係）

ＡＢＷオフィス促進助成金に係る誓約書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

　ＡＢＷオフィス促進助成金支給要綱第１８条の規定に基づくＡＢＷオフィス促進助成金の申請にあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

* ＡＢＷオフィス促進助成金支給申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。

□　労働関係法令について次のア～キを遵守していることを誓約します。

ア　従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること。

イ　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ　法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（３６協定）」を締結し、遵守していること。

エ　労働基準法第３９条第７項（年次有給休暇について年５日を取得させる義務）に違反していないこと。

オ　労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。

　　＊　原則として、時間外労働は月４５時間以内、年３６０時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月１００時間未満、複数月平均８０時間（年６か月まで）、時間外労働が年７２０時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの３６協定締結が必要）。

カ　厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

キ　その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令も遵守していること。

* 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないことを誓約します。
* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

　　＊　これらに類する事業とは、接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を含みます。

* 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、公益財団法人東京しごと財団理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

　　＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

　　　・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　　　・暴力団員を雇用している者

　　　・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　　　・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　　　・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

* ＡＢＷ導入に伴い、当該都内事業所の従業員の柔軟な働き方を実現するための規定整備を行い、助成金実績報告書提出期限までに労働基準監督署への届出を行い（常時雇用する労働者が１０人未満の事業所も含む）、その写しを提出することを誓約します。

＊　当該規定は、テレワーク勤務の実施に係る規定の整備を必須とし、また、仕事の内容や目的に合わせて、社内外問わず、働く時間や場所を従業員が自由に選択できる働き方であるＡＢＷの趣旨に鑑み、「働く場所」と「働く時間」の自由度を担保する内容とします。「働く時間」の自由度を担保するための規定は、原則としてフレックスタイム制等、フレキシブル勤務を可能にする内容とします。

* ＡＢＷ導入において、オフィス環境や働き方に関する関係法令を遵守することを誓約します。
* 家具・インテリア小売業等又はオフィス整備に関するコンサルティング業等としてショールーム型オフィス等の設置を目的とする取り組みでないことを誓約します。
* レンタルオフィス業又はシェアオフィス業等の施設の使用貸借等を目的とする取り組みでないことを誓約します。
* ＡＢＷを導入するオフィスに、複数の法人等が存在する取り組みでないことを誓約します。
* 本申請に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しがすべて原本と相違ないこと及び公益財団法人東京しごと財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に誠実に対応することを誓約します｡
* 本申請に係る書類や審査経過及びその他本申請に関する事項については、東京都並びに公益財団法人東京しごと財団しごと財団が委託する委託事業者及び専門家らに情報の共有がなされることに同意することを誓約します。
* 助成金実績報告書提出期限までに都が実施する「テレワーク推進リーダー設置」済表示のある「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度へ登録することを誓約します。
* 申請日時点において、申請要件をすべて満たしていることを確認しています。

　　年　　月　　日

この誓約に違反又は相違があり、ＡＢＷオフィス促進助成金支給要綱第３６条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合において、同要綱第３７条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

所在地

事業者名

代表者役職名

代表者氏名

自署又は記名押印（押印の場合は印鑑登録と同じもの）